

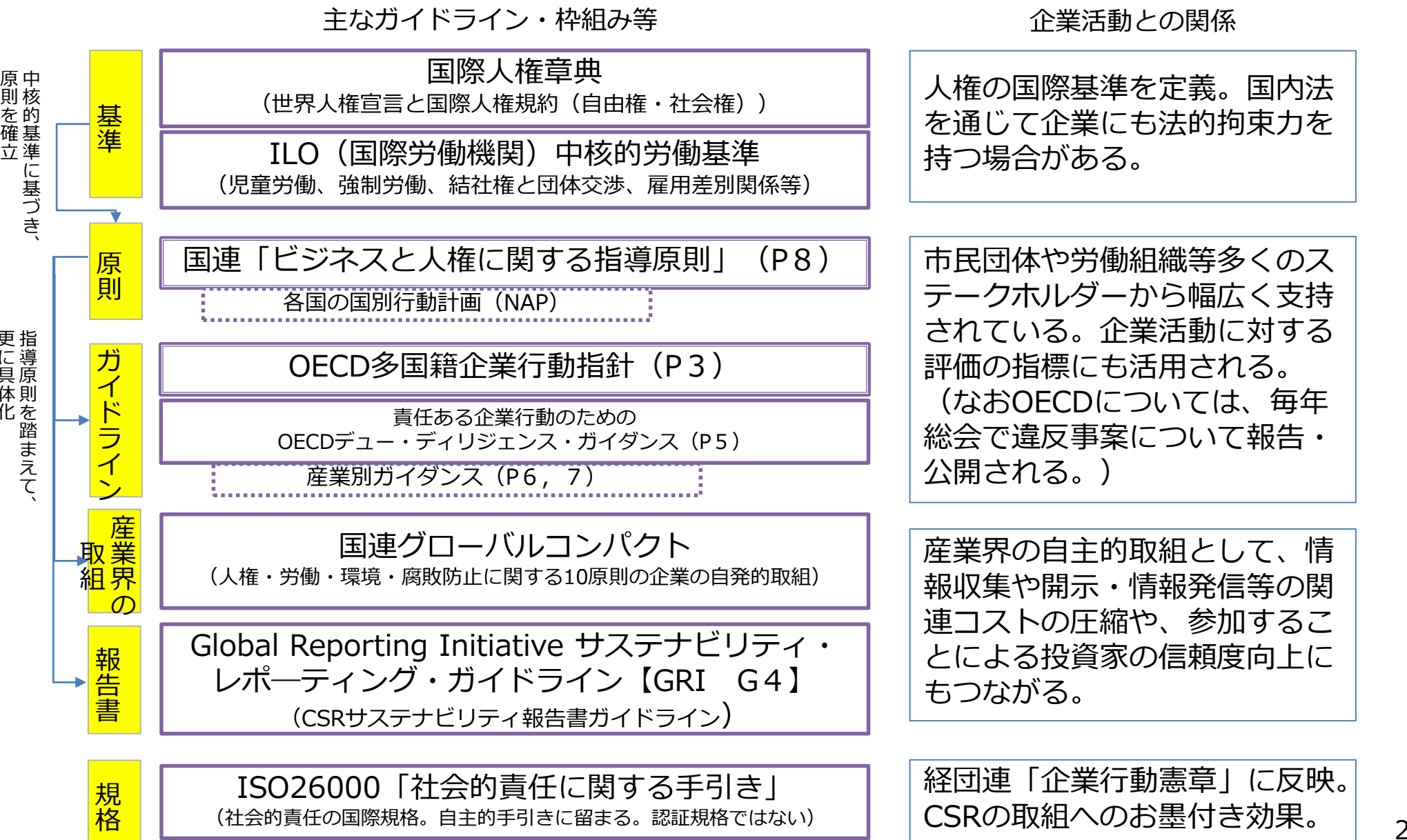
企業のサプライチェーンと人権を巡る 海外の動向

2021年6月

経済産業省

人権関連の国際フレームワーク

● ビジネスと人権の国際的フレームワークとして、様々な国際機関のガイドライン等が存在。



欧米による人権を理由とした規制の例①

- 近年、欧米諸国が、人権を理由として企業のサプライチェーンに影響する規制を導入する動きが加速化。傾向として、**企業に対する人権デュー・ディリジェンス（人権DD）**と政府による輸出入規制に大別。

分類	国・地域	施策名	導入時期	対象	措置内容
人権DD	EU	人権デュー・ディリジェンス規則	2021年秋頃欧州委員会案発表（予定）	EU域内上場企業/EUで事業を行う全ての企業（P）	人権DDの実施・開示を義務付け
	ドイツ	サプライチェーン法	2021年6月連邦議会通過、2023年施行予定	ドイツを本拠地とする企業、ドイツ国内に支店又は子会社を持つ企業（2023年は従業員*3000名以上、2024年以降は1000名以上の企業を対象）	人権DDの実施・開示を義務付け
	英国	現代奴隷法	2015年制定・施行	英国で事業を行っている世界売上高3,600万ポンド（約50億円）以上の企業	「奴隷と人身取引に関する声明」の毎年開示を義務付け
	フランス	企業注意義務法	2017年制定・施行	所在地がフランス国内にありフランス国内で従業員5,000人以上の企業 又は、所在地がフランス国内にあり国内外で1万人以上の従業員を雇用する企業	人権DDの実施・開示を義務付け
	オランダ	児童労働デューデリジェンス法（議員立法）	2019年制定（未施行）	・オランダに拠点を有し、同国市場に製品やサービスを提供する企業 ・拠点を有しなくとも、一年に2回以上同国市場に製品やサービスを提供する企業	児童労働に関しDDを行う旨を宣言し、当局に提出することを義務付け
	豪州（連邦及びNSW州）	現代奴隷法	2018年制定 2019年1月施行	豪州で事業をする年間売上高が1億豪ドル以上（約80億円）の企業（NSW州では、州法により5000万ドル以上(約40億円)の企業）	現代奴隷制度のリスク評価方法と軽減措置の報告義務付け
	カナダ	現代奴隷法を施行し関税を改正する法律（P）	未定（2020年10月上院に付託）	カナダで上場または活動する企業のうち、一定規模以上の企業（P）	人権DDの実施・開示を義務付け（P）
	米国カリフォルニア州	サプライチェーン透明法	2010年制定 2012年施行	カリフォルニア州で事業を運営する、年間総売上1億ドル以上の小売事業者・製造業者	サプライチェーン上の奴隷労働や人身売買をなくす取組を開示

欧米による人権を理由とした規制の例②

- 近年、欧米諸国が、人権を理由として企業のサプライチェーンに影響する規制を導入する動きが加速化。傾向として、企業に対する人権デュー・ディリジェンス（人権DD）と政府による**輸出入規制**に大別。

分類	国・地域	施策名	導入時期	対象	措置内容
輸入 規制	米国	強制労働等によって生産された製品の輸入禁止	①2021年1月 ②2020年9月,12月 ③2021年5月 等	①綿・トマト製品すべて（中国・ウイグル関連） ②FGVホールディングス又はサイム・ダービー・プランテーション製のパーム油製品（マレーシア関連） ③遠洋漁業金槍魚釣の魚介類（中国・大連関連） 等	強制労働等の懸念があるとして米税関が発出する「違反商品保留命令」の対象となった製品の輸入を留保。 ※輸入者は、強制労働等により生産された製品ではないとの証拠を提出し、税関に認められれば、差し止めは解除。
	カナダ	輸入禁止対象に強制労働による製品を追加	2021年5月	全体または一部が強制労働によって採掘、製造、生産された商品	関税定率法における輸入禁止対象に強制労働による製品を追加
輸出 管理	米国	ウイグル等における人権抑圧を理由としたEL掲載	2019年10月～2020年12月	ハイクビジョン、アイフライテック、中国公安部法医学研究所、ドローン大手DJI等52の機関・企業等	輸出等を規制 ※第三国からの輸出の場合（再輸出）にも適用
	EU	人権の保護等に関する輸出管理強化	2021年9月施行予定	サイバー監視システム等の輸出先	輸出許可申請が必要
	英国、カナダ	ウイグルへの自国製品の輸出管理	2021年1月	ウイグル	人権侵害に加担する製品の輸出を規制

- 欧州では、加盟国レベルで人権デュー・ディリジェンス（DD）を義務化する動きはあったが、これをEUレベルに広げる議論が加速化。欧州委員会は人権DDを義務化する「人権DD規則」を2021年に提案予定。
- 企業は、人権DD、すなわち「強制労働や児童労働、ハラスメントといった人権侵害のリスクを特定し、予防策や軽減策について必要な開示の実施」が義務化。自社内に加え、自社のサプライチェーンも対象で、取引先で強制労働などが発覚した場合には改善を要請し、その結果も追跡することが求められる。域外企業にも適用されれば、日本企業にも大きな影響。

EUにおける人権DDの最近の議論の進展

2020 年2 月：欧州委員会が「サプライチェーンを通じたデュー・ディリジェンス要求に関する調査」の最終報告書を公表。

2020 年6 月：欧州議会人権委員会・法務委員会・国際貿易委員会にてデュー・ディリジェンスに関する法制化について協議。全ての人権と全企業を対象とするべき、バリューチェーン全体を対象とするべき、企業によるセルフモニタリングでは不十分、環境影響評価も報告義務に含めるべきなどの意見陳述あり。

2020 年7 月30 日～10 月8 日：「持続可能な企業統治」に関するパブリックコンサルテーション（公開諮問）の一部としてデュー・ディリジェンスについて公開諮問実施。

2021 年3 月：欧州議会が独自提案を発表。EU 域内の企業および域内で事業を行うEU域外企業が対象（つまりほぼ全ての企業が対象）。同案によれば要求されるデュー・ディリジェンス対象となるバリューチェーンは広範に及ぶ。企業は結果を公表し、リスク要素を特定した場合は、デュー・ディリジェンス戦略を策定し公表しなければならない。また当該企業の下請事業者が義務を履行しているかの定期的な検証が求められる。

2021 年第2 四半期中に欧州委員会が指令案を提案予定（作業の遅れから秋ごろの見通し）。

パブリックコンサルテーションにおける主な論点

対象企業	・ 域外企業の取扱い：EU域内上場企業/EUで事業をする全ての企業
DDの範囲	・ リスク項目：人権/環境 ・ サプライチェーンの対象範囲：Tier1/Tier2/Tier3
アプローチ	・ 要求事項：国際基準（UNGP*、OECDガイドライン）/EU独自の基準 ・ 加盟国国内法との調和： 規制/指令
法的責任	・ DDを怠った場合、問題が発生した場合の事業者の法的責任
取締役の責任	・ 取締役報酬の連動有無

* UNGP：国連ビジネスと人権に関する指導原則

- 英国、フランス、オランダ、豪州では、2015～2019年にかけて、一定規模以上の企業に対し、人権DDやその開示・報告を義務づける法律を既に導入。

○英国

英国は、2015年に「**現代奴隷法**」を制定。奴隷労働と人身取引に関する取組の開示を義務化。

対象：英国で事業を行っている世界売上高3,600万ポンド（約50億円）以上の企業

内容：グローバルなサプライチェーン上の人権リスクを確認し、「奴隷と人身取引に関する声明」を毎年公表することを義務付け

○フランス

フランスは、2017年に「**企業注意義務法**」を制定し、大企業の人権・環境DDを義務化。

対象：所在地がフランス国内にありフランス国内で従業員5,000人以上の企業 又は、所在地がフランス国内にあり国内外で1万人以上の従業員を雇用する企業

内容：人権侵害リスクの特定・回避を目的とした「人権デュー・ディリジェンス」の実施・開示を義務付け

○オランダ

オランダは、2019年に「**児童労働デュー・ディリジェンス法**」（議員立法）を制定。

※ただし、オランダ政府は、対象企業や報告内容等を詳細化する必要があるとして、現時点では、未施行。また、欧州レベルでのデュー・ディリジェンス義務化の先行成立も志向。

対象：オランダに拠点を有し、同国市場に製品やサービスを提供する企業、若しくは、拠点を有しない場合であっても、一年に2回以上同国市場に製品やサービスを提供する企業

内容：企業が、サプライチェーン上の児童労働問題に関するデュー・ディリジェンスを行う旨を宣言し、当局に提出することを義務付け。これに基づき、各企業は、調査を実施し、児童労働の疑いがある場合には、アクションプランを策定・実行。

○豪州

豪州は、英国に続き、2018年に「**現代奴隷法**」を制定。奴隷労働と人身取引に関する取組の開示を義務化。

対象：豪州で事業をする年間売上高が1億豪ドル（約80億円）以上の企業（NSW州では州法により、5000万豪ドル（約40億円）以上の企業）

内容：NSW州及び連邦レベルの両方で、企業のオペレーションとサプライチェーンにおいて、現代奴隷制度のリスク評価方法と軽減措置の報告を義務付け。NSW州法では罰則あり（最高110万豪ドル）。

米国バイデン大統領政権の人権に対する発言

- バイデン大統領は選挙戦中より重要施策の四本柱の一つとして「人種的公平」を掲げるなど、人権に配慮する姿勢を強調。国内の「公平」性確保を謳うと同時に、そうした「価値」を世界に広げるためのリーダーシップの回復をアピール。

国内政策の方針

- ・ 政権移行に当たり、「経済復興」「気候変動」「コロナ対策」「人種的公平」の四本柱を強調。
また「人種的公平」関連以外の政策においても、随所に人権を意識したスタンスを掲げている。

例) 産業政策に係る公約では、女性・マイノリティが所有する製造業者に焦点を当てて製造業活性化に取り組む旨を宣言。
気候変動対策に係る公約では、グリーンエネルギーに関する投資から得られる利益の40%が恵まれない (disadvantaged) 地域社会に配分されるように投資分野を選定すると表明。
- ・ 政権発足後、「公平」に関して複数の大統領令等を発出。
例) 「性自認 (ジェンダー・アイデンティティ) または性的指向に基づく差別の防止と撲滅に関する大統領令」(1月20日)
「連邦政府を通じた人種的公平の推進および十分なサービスを受けていないコミュニティへの支援促進に関する大統領令」(1月20日)
「中華人民共和国の特定企業に対する証券投資の脅威に対処するための大統領令」(6月3日)

※人権侵害を促す監視技術関連中国企業を追加

バイデン政権の人権に関する主なスピーチ

＜バイデン大統領外交方針演説 (2月4日) 抜粋＞
「我々は (中略) 自由を守り、機会均等を擁護し、普遍的な権利を確保し、法の支配を尊重し、すべての人に尊厳をもって接するという、アメリカが最も大切にしている民主主義の価値観に根ざした外交から始める」

＜ブリンケン国務長官の外交演説 (3月3日) 抜粋＞
「我々は強い立場で中国に対処せねばならない。
(中略) また、新疆での人権侵害や香港での民主主義の蹂躪に対しては、我々の価値の為に立ち上がらねば、中国はより大きな免責を掲げて行動するだろう。(中略) 米は、人権、民主主義、法の支配に対するコミットメントを固持し、女性や女兒、LGBTQ、宗教的マイノリティ、全ての人種やエスニシティの人々に対する不公正に立ち向かう」

＜バイデン大統領G7首脳会談後会見 (6月13日) 抜粋＞
「去年のG7サミットでは中国へ言及しなかったが、今回は言及している。G7首脳は、新疆や香港での人権侵害を明確に呼びかけることに同意した」

- ロヒンギャ（少数民族）への人権侵害に国際的批判が根強い中、国軍によるクーデターが発生。米英加等は、民衆の生活への悪影響に配慮しつつも、国軍高官・国軍系企業・国営企業等に対し制裁措置を実施。
- 国軍系企業との取引がある外国企業に対し、人権団体から批判。また、ミャンマーでは、市民による不服従運動(CDM)や国軍系企業に関連する食品・飲料などを対象とした不買運動が発生。
- 民間団体「責任あるビジネスのためのミャンマー・センター（MCRB）」及びミャンマーで事業を行う関係企業は、深い懸念を持って事態を注視し、対話と和解に基づく解決を期待する旨声明。

ミャンマー情勢（2021年6月現在）

- 2011年の民政移管を経て、2015年の総選挙により国民民主連盟（NLD）政権に移行。NLDは、2020年11月の総選挙で圧勝したが、国軍と国軍系野党は投票に不正があった旨主張。
- 本年2月1日、アウンサン・スー・チー国家最高顧問等政権幹部が国軍によって拘束。同日、緊急事態宣言が発出され、ミン・アウン・フライン国軍司令官が全権を掌握。
- これに対し、2月6日以降、ヤンゴンなど各地で市民による抗議活動が展開。ミャンマー国軍・警察による市民に対する実力行使により、多数の死傷者が発生。

国連事実調査団の報告（2019年9月）

- ロヒンギャへの人権侵害が疑われる国軍と国軍系企業の経済関係に係る調査報告。
- 外国企業と国軍系企業とのビジネスの疑いについても指摘。

MCRBの共同声明（2021年2月19日）

- 法の支配、人権尊重、情報の無制限の流れは安定したビジネス環境の基礎であり、ミャンマーの人々の意思と利益に沿った対話と和解に基づく解決を期待と声明。

（※）MCRBは、英国、デンマーク等から資金提供を受け、2013年に設立。